

農業施策の基本方向について

新規就農者や集落営農組織など、地域の実情に応じた多様な担い手の育成・確保に努めるとともに、島根の豊富な地域資源を活用した安全・安心で多様な消費者ニーズを的確に捉えた特色ある農畜産物の生産や、ターゲットを明確にした戦略的な販売に取り組みます。

また、快適で安心して暮らせるよう必要な生活環境の整備を進め、都市と農村の交流の促進など、訪れることで喜びを感じることができる魅力ある農村づくりを進めます。

1. 水田農業の維持・発展

国の米政策の見直しでは、平成30年からを目途に、行政による生産数量目標の配分を行わず、生産者や団体等が自らの経営判断に基づき、需要に応じた生産に移行することを目指しています。

島根県では、平成27年3月に「JAしまね」が発足し、生産から販売まで一貫した取組みが可能になったことを契機に『島根米あり方検討会』を立ち上げ、島根米の具体的な販売戦略づくりや販売を起点としたものづくりに取り組んでいます。

その中でも、今後の産地間競争を勝ち抜くため、島根米のレベルアップと他産地との差別化、業務用向け品種への転換などにより、契約的取引の拡大に向けた「売れる米づくり」を進めていきます。

一方、主食用米の需給安定のため、飼料用米等の新規需要米や麦・大豆・そば等の土地利用型作物への作付転換や水田放牧等により、水田フル活用を推進します。

将来にわたって、地域の資源や特色を活かし、低コスト生産や経営多角化等による「水田農業モデル」の育成と普及を図り、水田農業の維持・発展を目指します。

主な取組内容
○「売れる米づくり」に向けた島根米のレベルアップ
・ 県内全域への1.9mm選別網目・食味計の普及推進
・ 1.9mm選別網目・食味計の普及と「食味ランキング」での『特A』獲得に向けた大粒化・良食味生産技術の確立
・ 契約的取引の拡大に向けた販売戦略の構築と販売強化の取組実践
・ 「販売を起点としたものづくり」の実践に向けた販売から生産へのフィードバック
○水田フル活用に向けた土地利用型作物の振興
・ 「水田フル活用ビジョン」に基づく戦略作物（新規需要米・麦・大豆等）の振興
・ 飼料用米等の生産性向上、生産・流通・利用体制の再構築、水田放牧、耕畜連携による地域循環型農業モデルの確立等

2. 園芸産地の再生・維持・拡大

園芸産地の再生に向けて、これまで空きハウス活用や労力補完のしくみづくり、新品種や省力低コスト技術の導入等に取り組み、ぶどうのシャインマスカットや西条柿のあんぼ柿、県オリジナル品種を活用したトルコギキョウやあじさい、あすっこ等の生産拡大、産地化に向けて成果が見えてきており、一部リースハウス導入による産地再生の動きも始まっています。

しかし、依然として、燃油や資材価格の高騰により農家数、面積、販売額は減少しており、園芸農家の経営においては、ハウスなどの施設導入時の初期投資の軽減や新技術等の導入によるランニングコストの低減が一層必要となっています。

このため、リース団地の導入や、中心的経営体による遊休施設や園地の活用、繁忙期の労力補完、作業受委託などの産地体制を整備するとともに、広域産地化を目指した施設の広域利用や売れる品目・品種の導入、さらには販売対策の

強化等を通じて、農家の所得向上と産地の維持・再生を目指します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○産地を支える担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・リース団地の整備 ・園芸施設の集積 ・中心的経営体の育成 ・新たな販売・流通体制の整備 ○産地の連携による広域産地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・省力・低コスト生産の実現 ・あんぼ柿等による6次産業化への取組み ○オリジナル品種等を活用した新たな商品づくり <ul style="list-style-type: none"> ・有望な県オリジナル品種や系統の育成及び産地への導入促進 ・優良種苗の安定供給体制の構築 ・特許技術等新技术を活用した高付加価値生産・販売の普及

3. 地域ぐるみでの畜産産地の維持・強化

畜産については、「しまね和牛」に取組みを傾注し、種雄牛造成や繁殖雌牛の能力向上など、高品質な「しまね和牛肉」の安定供給に一定の成果がありました。また、放牧をはじめとした低コスト生産、飼養管理を分業化するため、コントラクターやキャトルステーション等の外部支援組織の整備などを進め、生産基盤の強化に向けた体制が徐々に整いつつあります。

しかしながら、飼養農家の高齢化や農村の社会環境の変化などにより、和牛のみならず、酪農においても戸数・頭数の減少が続き、依然として、生産基盤の脆弱化が進行しています。加えて、輸入飼料価格の高止まりによる生産コストの上昇が、すべての畜種において農家経営を圧迫しています。

このため、新たな担い手の確保、畜産農家・耕種農家・集落営農組織・流通加工業者等が外部支援組織等を介して地域ぐるみで相互に連携し、畜産経営の規模拡大や生産性の向上を図る仕組みを構築することで、畜産産地の維持・強化を図ります。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな担い手の確保と中核的経営体の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・法人経営等での技術習得による新たな担い手の育成の強化 ・集落営農組織や農外企業等の新たな担い手の確保 ・地域と連携した中核的経営体の育成と規模拡大の推進 ○酪農と連携した和牛生産体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・酪農家による受精卵移植を活用した和牛生産の体制を整備 ○放牧や水田飼料等を活用した低コスト生産体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・公共放牧場等を活用した放牧のほか、集落営農組織等による水田放牧や地域資源をフル活用した放牧の推進 ・水田を活用した飼料等（飼料用米・稲WCS・稲わら）の供給利用体制の構築 ○県産和牛肉のブランド力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・流通・小売り段階のニーズを踏まえた新たなブランド戦略の検討

4. 有機農業の面的拡大

これまで、有機農業の担い手育成、技術開発、本格展開への投資の軽減、販路開拓支援等に総合的に取り組み、有機農業による新規就農者数や有機農業の取組面積は着実に伸びてきました。

しかしながら、依然その経営体の多くは点在しており、販路開拓も個別の対応が中心で、市町村段階の推進体制にも差があり、取組面積の伸びは緩やかな状況です。

この状況を次のステージに進めるためには、面的拡大につながる取組主体の拡大や販売拡大・地域での理解につながる新たな連携を図っていく必要があります。

そこで、これまでの取組みに加え、集落営農組織での有機農業技術の導入や、食育を視点に入れた地産地消、JAとの連携等を推進することにより、有機農業の拡大のスピードをアップさせ、有機農業が本県農業の特徴として全国的にアピールできるように取り組んでいきます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○有機農業の取組主体の拡大のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル集落の設定と水稻を中心とした技術実証による集落営農組織への有機農業技術の導入 ・農林大学校での実践的な研修による多様な担い手の育成 ・市町村や先進事業体における新規就農者研修受入体制整備の支援 ・販売や技術習得を目的としたグループの立ち上げや組織拡大支援 ○販路拡大や地域理解を深めるための新たな連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・JAとの連携強化による米等有機農産物の販売拡大 ・食育推進組織との連携による保育所幼稚園給食利用拡大等、地産地消の推進 ・連携を進める上で必要な、有機JAS認証取得支援や県エコロジー農産物推奨「不使用」の活用推進

5. 農業の中核的担い手の育成・確保

本県の農業は水田農業が大宗を占め、近年の米価低迷と生産コストの上昇等による収益性の低下など、水田農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

県では「島根の水田農業展開モデル事例集」を作成し、立地条件や地域の特色等を活かしながら、先駆的な営農活動や農地の維持・活性化を目指す経営体をモデルとして示し、その普及に取り組んでいます。

こうした先駆的な取組みを参考に、農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した経営規模の拡大やスケールメリットを活かした業務用米・野菜の契約栽培や水田フル活用による経営の多角化等の経営改善に取り組み、産業として自立を目指す経営体の育成及び法人化により様々な事業の持続的な展開を図り、経営体質の強化を進めます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○スケールメリットを活かした経営の多角化等の事業展開を行う経営体の育成と県内への波及 ○農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した農地利用集積による規模拡大の推進 ○経営継承等安定的な経営発展を目指すための農業経営の法人化の促進 ○安定的な農業経営に向けての経営管理能力向上支援

6. 新規就農者の確保・育成

本県では、農業従事者の減少、高齢化が著しく、担い手の確保・育成が県及び地域の喫緊かつ重要な課題となっています。こうした中、新規就農者の確保対策に取り組んできた結果、近年、新規就農者数は増加傾向となり平成26年度は過去最高の171人を記録しました。

この機をとらえ、就農希望者の相談から就農前研修、就農後のフォローといった各段階における総合的な支援をよりきめ細かく展開し、自営就農、雇用就農、半農半X、企業参入といった多様な担い手の確保と定着を促進します。

また、国の制度を効果的に活用するとともに、地域農業再生協議会が中心となった取組みにより次代を担う新規就農者を確保・育成していきます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業再生協議会が中心となって、総合的な新規就農者の確保・育成活動を実施 ○農業・生活に関する地域情報を集約（就農情報のパッケージ化）し、効果的なPRを実施 ○農業研修の受け入れ先を調査・開拓し、就農希望者に対し就農につながる

<p>効果的な研修を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県・地域農業再生協議会、農林大学校、定住関係課、農林高校等との連携を強化し、雇用就農先の確保、円滑な自営就農を推進 ○ 地域農業再生協議会により就農後の技術・経営管理指導や相談活動を実施し、早期の経営安定と定着を推進 ○ 地域の指導農業士や生産組合等の地域人材と連携し、新規就農者の育成を促進

7. 中山間地域の集落維持に必要な仕組みづくり

中山間地域は、農林水産物の生産の場であり県民の生活の場であるとともに、環境の保全や水源の涵養など多面的機能を有しています。しかし、過疎化、高齢化が平坦地域に比べ進行しており、地域の担い手不足による農地や地域の共同活動の維持が困難になるなど、集落の持つ様々な機能や活力の低下が懸念されています。

また、従来から個別の農地を集積し協業化した集落営農の育成を推進し、地域の担い手不足の解消を図っていますが、中山間地域において規模拡大による効率化の視点だけでは、人材や地理的条件等から限界があります。

このため中山間地域の集落維持を確実に進めるため、規模の拡大にはこだわらず日本型直接支払制度の活用や基盤整備等の事業導入、また集落ビジョンの話し合いを契機として、小規模であっても集落営農の法人化を推進する必要があります。

さらに、これらが連携する広域組織の設立を同時に進め、人材育成や集落放牧など多業化あるいは共同販売による収益拡大に取り組み、次の世代につながる集落営農体制強化のスピードアップに努めます。

<p>主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「集落ビジョン」・「人・農地プラン」の取組みを通じた話し合い活動の推進 ○ 規模を問わない集落営農の法人化と広域連携組織の設立 ○ 農業・農村の地域資源の保全による多面的機能の維持 ○ 地域振興部との連携による集落維持のための体制強化のスピードアップ
--

8. 農地の有効利用を進める基盤整備と基幹施設等の維持・保全

優良な農地が次世代に適切に引き継がれ、農家が持続的・安定的に発展していくためには、生産性や農作物の選択性を向上させる生産基盤の整備は不可欠であることから、ほ場やかんがい排水施設、農道などの基盤整備を進めていきます。

また、昭和30年代～50年代に建設された農業水利施設や農道等の農業生産を支える基幹施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、ライフサイクルコストの低減と財政負担の平準化を図りながら、これまでに造成してきたこれら基幹施設の長寿命化を図る取組みを推進します。

<p>主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほ場整備やかんがい排水施設、農道などの農業生産基盤整備の推進 ○ 農業水利施設や農道など基幹的な農業用施設の維持保全

9. 国営開発地及び干拓農地の有効利用

国営事業で整備された開発農地（横田、大邑、益田）については、依然として後継者不足等の課題が見られ解消に向けた活動が必要です。

また、中海干拓地においても約1割の未売渡農地があり、長期貸付制度等によりその利用を進めているものの、国営開発地と同様の課題があります。

このため、引き続き関係機関との連携を図りながら、地域の活性化に向け、国営開発地及び干拓農地の有効利用を進めます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理事業や耕作放棄地再生利用交付金等を活用し農業法人や企業等への農地集積 ○企業等の新規参入や経営規模拡大を目指す農業法人へ農地の売渡・貸付の促進 ○加工食品、医薬品業界等の原材料農産物の需要及び動向をリサーチし、企業等の確保と生産者の育成確保 ○就農後の栽培指導・販売開拓等の支援

10. 安全で住みよい農村づくり

近年、局地的集中豪雨や台風などにより、洪水や土砂災害がたびたび発生しており、計画的に防災・減災対策を進め、県民が安心して暮らせる農村づくりを推進していく必要があります。

また、農山村には、道路や上下水道をはじめとして、生活環境の整備が遅れている地域も多く残っています。

このため、地すべり対策や道路網、集落排水施設をはじめとする生活環境の整備を推進します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地すべり防止対策やため池整備等の防災安全対策 ○上・下水道や道路網の整備